

大阪府から大阪狭山市への権限移譲事務一覧

事務権限の移譲後に、当該事務の全部または一部が市に法定移譲されている事務も含んでいます。その場合、令和４年４月時点の法定権限は「市」と記載していますが、（ ）内に移譲を受けた年月を記載しています。

区分	新 事務	特例市 並み	旧 番号	分野	事務名称等	法定権限 (R4.4時点)	事業内容	担当グループ名
0	0-1	-	5	-	指定物資の販売価格の表示に関する指示等	政令市	国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資の価格及び需給の調整等を図るため、政令で指定された「指定物資」の小売業を行う者がその標準価格等を一般消費者の見やすいように表示していないときや販売価格が法の規定する基準を上回っていると認めるときに、是正指示、立入検査等に関する事務を行います。 【過去の指定物資の例】 家庭用灯油、トイレトペーパー、ティッシュペーパー 等	産業振興・魅力創出グループ
0	0-2	-	6	-	特定物資の販売価格の動向及び需給に関する調査等	政令市	国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資（特定物資）の生産、輸入又は販売の事業を行う者が買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるとき、事業者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先を定めて、当該特定物資の売渡しをすべきこと等の指示に関する事務を行います。 【過去の特定物資の例】 灯油、トイレトペーパー 等	産業振興・魅力創出グループ
0	0-5	-	22	-	身体障がい者についての障がいの程度に関する書面による証明	中核市	郵便等投票証明書の交付申請に添付する、両下肢等の障がいの程度が規定の障がい程度に該当する内容及び代理記載制度の申請に必要な上肢又は視覚の障がいの程度に該当する内容について証明書の発行業務を行います。	福祉グループ
0	0-6	-	19 20 21	-	身体障がい者手帳の再交付（紛失・破損等） 交付済手帳の返還受領 身体障がい者手帳の交付に係る医師の指定に関する書類の経由事務	中核市	身体障害者福祉法に基づく各種の福祉制度の対象となる身体障がい者について、その障がい種別や障がい程度の認定内容を証するものとして交付している身体障がい者手帳の再交付（紛失・破損等）を行います。 都道府県知事に返還しなければならないとされている身体障がい者手帳（死亡や法の別表に掲げる障がい有しなくなった場合、障がい名の追加及び障がい程度の変更に伴い新たに手帳の再交付を受けた場合、紛失再交付後に旧手帳を発見した場合）について、返還受領を行います。 身体障害者福祉法第15条第1項の規定により医師を指定するのに際し、身体障害者福祉法施行令第3条第1項の規定による医師の同意を得るため、大阪府身体障害者福祉法施行細則第２条の規定に基づく、医師の指定申請書を受理し、府へ経由する事務を行います。	福祉グループ
0	0-10	-	44	-	商工会の設立認可等	府	（商工会を設立しようとする）発起人が提出する省令で定めた申請書類を審査し、認可する事務を行います。また、合併しようとするときに、省令で定めた申請書類を審査し、許可する事務を行います。 商工会会員の臨時総会招集の請求に対し、承認をする事務を行います。 毎事業年度に商工会から提出される事業報告書を受理する事務を行います。 商工会の運営が法や法に基づく命令、定款に違反・不当であると認めたときに、その商工会に対して警告を発し、それでもなお改善されない場合は設立認可の取り消しをする事務を行います。 商工会は解散をした日から２週間以内にその旨届け出なければならない。その届出を受理する事務を行います。 商工会の設立認可の取り消しによる解散をする場合、清算人の選任をする事務及び清算人が財産処分を定めたものを認可する事務を行います。	産業振興・魅力創出グループ
0	0-11	-	45	-	商工会の定款変更の認可等	府	商工会の定款変更（事務所の所在地、会費に関する事項、事業年度・公告の方法に限る）に対する認可に関する事務を行います。また、業務内容についての報告徴収・立入検査を行う事務を行います。	産業振興・魅力創出グループ
0	0-17	-	67	-	農業経営計画の認定申請の受理等	府	農業者等が作成し、提出した農業経営計画（農業経営の現状、目標及び目標を達成するためにとるべき措置等を記載）の受理、計画の変更申請の受理等及び本計画を府へ経由する事務を行います。	産業振興・魅力創出グループ

区分	新 事務	特例市 並み	旧 番号	分野	事務名称等	法定権限 (R4.4時点)	事業内容	担当グループ名
0	0-18	-	68	-	農地の利用希望者の募集に係る同意に関する事務	府	遊休農地等の利用者の募集に際し、当該遊休農地等の所有者等の意向確認を行い、事前に同意を得る事務を行います。	産業振興・魅力創出グループ
0	0-19	-	69	-	鳥獣の飼養の登録事務等	府	都道府県知事の許可を受けて捕獲した鳥獣のうち、狩猟鳥獣以外の鳥獣を飼養しようとする場合における都道府県知事の登録に関する事務を行います。（登録の有効期間は1年間） また、登録の更新（有効期間は1年間）、登録票の再交付、譲受け・引受けの際の届出受理、登録票の返納を受理、違反者への措置命令、登録の取消、立入検査、住所変更等の届出の受理を行う事務を行います。 【狩猟鳥獣】鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第7項により、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいいます。	公園緑地グループ
0	0-20	-	70	-	鳥獣の捕獲等の許可等	府	鳥獣保護管理法により、原則、捕獲や採取が禁止されている野生の鳥獣及び鳥類の卵について、管理の目的のために実施する都道府県知事の捕獲許可に関する事務を行います。 また、許可証等の再交付、報告の要求と受理、違反者への措置命令、許可の取消、立入検査、住所変更等の届出の受理を行う事務を行います。	公園緑地グループ
1	1-1	特	1	生活	ガス用品販売事業場の立入検査等	市 (H22.4移譲後)	ガス事業法で規定するガス用品の販売には、一定の安全性が認められた証しであるマークが表示されている必要があり、この表示がなされていない製品は、店頭で陳列することも禁じられています。 市民のみなさんが、安全・安心してガス用品をお使いいただけるよう、ガス用品販売事業者の各店舗に対して、立入検査を実施し、適切な製品の販売が行われているかどうか確認する事務です。	産業振興・魅力創出グループ
1	1-2	特	2	生活	電気用品販売事業場の立入検査等	市 (H22.4移譲後)	電気用品安全法で規定する電気用品の販売には、一定の安全性が認められた証しであるマークが表示されている必要があり、この表示がなされていない製品は、販売することを禁止されています。 市民のみなさんが、安全・安心に電気用品をお使いいただけるよう、電気用品販売事業者の各店舗に対して、立入検査を実施し、適切な製品の販売が行われているかどうか確認する事務です。	産業振興・魅力創出グループ
1	1-3	特	3	生活	高圧ガス保安法に基づく許認可等	府 (一部政令市)	高圧ガスの製造、販売、貯蔵等の許可、届出の受付、報告の徴収、立入検査等に関する事務を行います。 申請に必要な申請手数料は、「現金」での納付となります。	危機管理室
1	1-4	特	4	生活	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく許認可等	府	液化石油ガスの販売等の登録、届出の受付、報告の徴収、立入検査等に関する事務を行います。 申請に必要な申請手数料は、「現金」での納付となります。	危機管理室
1	1-5	特	5	生活	火薬類製造販売営業の許可等	政令市	火薬類の販売、消費、貯蔵等の許可、届出の受付、報告の徴収、立入検査等に関する事務を行います。 申請に必要な申請手数料は、「現金」での納付となります。	危機管理室

区分	新 事務	特例市 並み	旧 番号	分野	事務名称等	法定権限 (R4.4時点)	事業内容	担当グループ名
1	1-7	特	7	生活	特定非営利活動法人の設立の認証等	政令市	特定非営利活動法人の設立認証、定款変更認証、各種届出受理（役員変更、軽微な定款変更、解散・清算結了等）、事業報告書等の受理、法人に対する監督等を行います。 大阪狭山市内のみに事務所を置く特定非営利活動法人を設立しようとする場合、また、大阪狭山市内のみに事務所を置いている特定非営利活動法人が、事業報告書を提出したり、定款の変更などを行う場合は、大阪狭山市が窓口となります。 詳しい内容につきましては、下記ページをご参照ください http://www.city.osakasayama.osaka.jp/sosiki/siminseikatsubu/shiminkyodo/shiminkyodo/npohojin/index.html	公民連携・協働推進グループ
1	1-8	-	-	-	旅券発給事務に係る窓口対応業務（申請受理及び交付）	府	パスポート（一般旅券）の申請受理（新規・訂正・査証欄の増補）と交付を行います。 < 市役所で行っていない事務 > 限定旅券（ 刑罰等該当者・対立国への渡航 ）、緊急旅券、公用旅券、早期交付、緊急・優先発給、震災特例旅券に関すること。 旅券の作成及び最終審査（ 二重発給や刑罰等に関する など ） 詳しい内容につきましては、下記ページをご覧ください。 http://www.city.osakasayama.osaka.jp/kurashi_tetsuzuki/pasupoto/index.html	市民窓口グループ
1	1-10	特	8	福祉	児童福祉施設（保育所、児童館）の設置に係る認可等	中核市 (児童館は政令市)	児童福祉施設の設置・休止・廃止・変更等の申請を受けて、審査のうえ認可・承認をします。 また、児童福祉施設の設備又は運営の基準を維持するため、必要に応じて、指導監査を実施します。 なお、児童館については、現在、市内に該当施設はありません。 3 市 2 町 1 村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	広域福祉グループ
1	1-11	特	9	福祉	児童福祉施設（助産施設・母子生活支援施設）の設置にかかる認可等	中核市	事業者から施設設置の申請を受けて、審査のうえ認可します。また、事業者から定期的に報告を徴収し、立入検査を実施します。 設備や運営の基準を維持するため、必要に応じて、改善を勧告し、または事業の停止を命じます。 （助産施設） 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設です。現在、市内には該当施設はありません。 （母子生活支援施設） 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する施設です。現在、市内には該当施設はありません。	子育て支援グループ
1	1-12	特	10	福祉	認可外保育施設からの届出の受理等	中核市	認可外保育施設の設置、変更、廃止、休止の届出を受けます。また、施設設置者から定期的に報告を徴収し、立入調査を実施します。 設備や運営の基準を維持するため、必要に応じて、改善を勧告します。勧告に従わない場合は、施設の閉鎖を命じます。 認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から 1 か月以内に届け出ることが児童福祉法で義務づけられています。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご留意下さい。 3 市 2 町 1 村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。 （認可外保育施設） 保育を行うことを目的とする施設であって認可保育所以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。保育者の自宅で行うものや、少人数のものも含まれます。現在、市内には2つの施設があります。	広域福祉グループ

区分	新 事務	特例市 並み	旧 番号	分野	事務名称等	法定権限 (R4.4時点)	事業内容	担当グループ名
1	1-14	特	14-1	福祉	身体障がい者手帳の交付	中核市	新規及び再交付（等級変更・障がい名追加等並びに紛失等による再発行）の申請について、指定医による診断書・意見書の審査を行い身体障がい者手帳の交付等を行います。 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	広域福祉グループ
1	1-15	特	14-3	福祉	精神障がい者保健福祉手帳の交付	政令市	手帳交付の申請書（新規及び2年ごとの更新並びに等級変更）を受理し、大阪府こころの健康総合センターへの判定依頼又は日本年金機構等に等級照会等を行い、その結果に基づき手帳交付を行います。 また、紛失等による再発行や大阪狭山市への転入者にも手帳交付を行います。 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	広域福祉グループ
1	1-16	特	15	福祉	指定障がい福祉サービス事業者の指定等	中核市	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における指定障がい福祉サービス事業者の指定、指導等を行います。 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	広域福祉グループ
1	1-17	特	20	福祉	指定居宅サービス事業者の指定等	中核市	居宅サービス事業所開設者からの事前相談や指定申請ならびに指定更新申請、指定事項などの変更届を受理し、決定を行います。 また、指定居宅サービス事業所開設者に対し、必要な報告を求めたり、事業所への立入検査などを行い、事業運営の勧告や命令なども含めた助言・指導をはじめ、状況により指定の取消しを行います。 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	広域福祉グループ
1	1-18	特	21	福祉	特別養護老人ホーム（定員29人以下）の設置の認可	中核市	新たに特別養護老人ホーム（定員29人以下の施設）の開設を予定する施設設置者からの事前相談や認可申請ならびに既設設置者からの認可事項の変更届を受理し、認可を行います。 また、施設設置者に対し、必要な報告を求めたり、施設への立入検査などを行い、状況により認可の取り消しを行います。 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	広域福祉グループ
1	1-19	特	22	福祉	老人デイサービスセンター等の設置の届出受理等	中核市	新たに老人デイサービスセンター等の開設を予定する事業所開設者からの事前相談や設置申請ならびに既設開設者からの届出事項などの変更届を受理します。 また、事業所開設者に対し、必要な報告を求めたり、施設への立入検査などを行い、状況により業務改善命令や事業停止命令を行います。 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	広域福祉グループ
1	1-20	特	23	福祉	有料老人ホーム設置届等各種届出の受理及び運営指導等	中核市	新たに有料老人ホームの開設を予定する施設設置者からの事前相談や設置申請ならびに既設設置者からの届出事項などの変更届を受理します。 また、施設設置者に対し、必要な報告を求めたり、施設への立入検査などを行い、状況により業務改善命令や事業停止命令を行います。 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	広域福祉グループ
1	1-21	特	24	福祉	社会福祉法人の設立認可等	市 (H23.1移譲後)	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法人を設立しようとする者からの設立申請、定款変更申請に対し、社会福祉法の規定に基づいて審査のうえ、認可の可否を決定します。 また、社会福祉法及びその他福祉関係各法により、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業経営の確保を目的として、市内所在の社会福祉法人への指導監査等を行います。 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	広域福祉グループ
1	1-22	特	25	福祉	社会福祉事業（老人福祉センターを経営する事業）開始の届出の受理等	中核市	新たに老人福祉センターの開設を予定する施設設置者からの事前相談や事業開始申請ならびに既設設置者からの届出事項などの変更届を受理します。 また、施設設置者に対し、必要な報告を求めたり、施設への立入検査などを行い、状況により業務停止命令を行います。 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	広域福祉グループ

区分	新 事務	特例市 並み	旧 番号	分野	事務名称等	法定権限 (R4.4時点)	事業内容	担当グループ名
1	1-23	特	26-1	福祉	社会福祉事業（放課後児童健全育成事業）開始の届出の受理等	市 (H22.10移譲後)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施する場合に必要な開始の届出の受理のほか、事業に伴い変更等の届出受理、報告徴収、施設・書類等の審査、停止命令等の事務を行います。 (放課後児童健全育成事業) 保護者が就労等により昼間家庭に居ない小学1～6年の児童を対象として、授業の終了後に小学校の余剰教室や小学校内専用施設などを利用して適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。	放課後こども支援グループ
1	1-26	特	32	医療	専用水道の布設工事の設計の確認等（特設水道）	府	専用水道（一定規模以上の自家用の水道）について、当該申請・届出について確認・受理するとともに、必要に応じて施設に立入り、又は設置者から報告を徴収するなどして施設の改善指導等を行います。 また、改善の指示に従わない場合等に給水の停止を命ずるなどの事務を行います。	生活環境グループ
1	1-27	特	33	医療	簡易専用水道の給水停止命令等	市 (H25.4移譲後)	簡易専用水道の給水停止命令等に関する事務を行います。	生活環境グループ
1	1-28	特	34	まち	墓地等の経営許可等の許可業務	市 (H25.4移譲後)	墓地等の経営許可等に関する事務を行います。	生活環境グループ
1	1-30	特	36	生活	大規模小売店舗新設届出の受理等	政令市	大規模小売店舗の立地によって生じる「周辺の生活環境への影響」について、大型店の設置者に配慮を求めるための手続きに関する事務を行います。 (対象物件は、小売店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗です。) ・駐車需要や交通に関すること。 ・歩行者の通行の利便の確保等に関すること。 ・廃棄物の減量やリサイクルに関すること ・防災・防犯対策に関すること。 ・騒音の発生に関すること。 ・廃棄物等の保管や運搬処理に関すること。 ・街並みづくり等に関すること。 大規模小売店舗の店舗面積には、階段や倉庫、後方作業場などは含まれません。しかし、同じ階に複数のテナントが存在するときは、テナント間の通路（共用通路）は、原則として建物全体の店舗面積に含まれます。また、同じ敷地に二つ以上の建物がある場合、別棟であっても、一つの建物とみなされることがあります。 詳しい内容につきましては、下記ページをご覧ください。 http://www.city.osakasayama.osaka.jp/jigyosha/syokogyo/rittiho/1410228874279.html	産業振興・魅力創出グループ
1	1-31	特	37	公害	大気汚染防止法に係る規制事務、大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る規制等事務(大気保全)	中核市 (一部施行時特例市)	大気汚染に係る特定施設の届出受理・審査、立入検査、改善命令等の規制事務を行います。 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	生活環境グループ
1	1-32	特	38	公害	ダイオキシン類対策特別措置法に係る規制事務等	中核市	ダイオキシンを発生する特定施設の届出受理・審査、立入検査、改善命令等の規制事務を行います。 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	生活環境グループ
1	1-33	特	39	公害	水質汚濁防止法に係る規制事務等、大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る規制等事務（水質保全・地下水保全）	施行時特例市	水質汚濁防止法に係る特定施設からの届出受理・審査、立入検査、改善命令等の規制事務を行います。 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	生活環境グループ

区分	新 事務	特例市 並み	旧 番号	分野	事務名称等	法定権限 (R4.4時点)	事業内容	担当グループ名
1	1-34	特	40	公害	指定物質排出者への指導等に関する事務	施行時特例市	瀬戸内海環境保全特別設置法に係る指定物質を排出する者に対する指導・報告の聴取等の事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)で共同処理を実施しています。	生活環境グループ
1	1-35	特	41	公害	土壤汚染対策法事務、大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る規制等事務(土壤汚染対策)	施行時特例市	土地所有者等が実施する土壤汚染状況調査や汚染土壤の除去等の措置に対する指導・監督等の事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)で共同処理を実施しています。	生活環境グループ
1	1-36	特	42	公害	騒音規制法に係る規制基準設定事務等	市 (H22.10移譲後)	特定工場等からの騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について、規制する地域を指定します。 上記で指定する地域における特定工場等からの騒音について、時間別、区域別に規制基準を定めます。 「特定工場等からの騒音」とは著しい騒音を発生する施設を設置する工場又は事業場から事業活動に伴って発生する騒音をいいます。 「特定建設作業」とは建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業をいいます。	生活環境グループ
1	1-37	特	43	公害	振動規制法に係る規制基準設定事務等	市 (H22.10移譲後)	振動を規制する地域を指定します。 上記で指定する地域における特定工場等からの振動について、時間別、区域別に規制基準を定めます。 「特定工場等からの振動」とは著しい振動を発生する施設を設置する工場又は事業場から事業活動に伴って発生する振動をいいます。	生活環境グループ
1	1-38	特	44	公害	悪臭防止法に係る規制基準設定事務等	市 (H22.10移譲後)	工場その他の事業場から事業活動に伴って発生する悪臭について、規制する地域を指定します。 上記の悪臭について、特定悪臭物質毎に規制基準を定めます。 「特定悪臭物質」とはアンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質をいいます。	生活環境グループ
1	1-39	特	45	公害	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	市 (H22.10移譲後)	騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)に規定する地域の類型ごとに、当てはめる地域を都市計画法に規定する用途地域に準拠して指定します。	生活環境グループ
1	1-40	特	46	公害	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出の経由及び意見の添付、大阪府生活環境の保全等に関する条例による化学物質管理制度に基づく届出等	府	事業者から届出のあった指定化学物質の排出量・移動量の届出書の国への経由等の事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)で共同処理を実施しています。	生活環境グループ
1	1-41	特	47	公害	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出受理事務等	中核市 (一部施行時特例市)	特定事業者からの公害防止統括者等の選任・解任の届出の受理等の事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)で共同処理を実施しています。	生活環境グループ
1	1-42	特	48	公害	深夜における営業等の制限に係る規制	府	深夜において、次の行為に違反することにより、生活環境が損なわれていると認めるときは、指導等を行います。 ・カラオケボックス等における音響機器の使用 ・飲食店等の営業及び屋外資材置場等での搬入出作業 「音響機器」とはカラオケ装置、音響再生装置、楽器、拡声装置をいいます。	生活環境グループ

区分	新 事務	特例市 並み	旧 番号	分野	事務名称等	法定権限 (R4.4時点)	事業内容	担当グループ名
1	1-43	特	49	まち	農用地区域内における開発行為の許可等	府	農業振興地域の整備に関する法律の規定によって、農用地として定められた区域内での開発行為には、一定の制限が設けられています。そのため、開発を行う際には、事前に許可を得る必要があります。 申請受理から許可・不許可の通知に至るまでの一連の手続き、開発の際に必要な、措置の勧告などの事務を行います。	産業振興・魅力創出グループ
1	1-46	特	52	まち	都市緑地法に基づく緑地保全地域、特別緑地保全地区に関する事務	市 (H22.10移譲後)	緑地保全地域、特別緑地保全地区内における建築物の新築等の行為の許可、報告徴収・立入検査、許可条件に違反した者に対する原状回復命令等を行う事務を行います。 現在、緑地保全地域、特別緑地保全地区は本市にありません。	公園緑地グループ
1	1-48	特	53	まち	地方公共団体等の土地の買取り希望の届出受理等	市 (H22.10移譲後)	地方公共団体等が必要な土地を計画的に取得するため、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき、有償譲渡の届出または買取り申出された一定面積以上の土地について、地方公共団体等に買取り希望の有無の照会及び買取り協議団体を決定する事務を行います。	都市計画グループ
1	1-49	特	54	まち	国土利用計画法に基づく事後届出等に関する事務	政令市	土地（2千㎡以上）の取引の適正化を図るため、国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地の所有者等の権利取得者から提出された届出書に基づく、利用目的の審査・指導等に関する事務を行います。	都市計画グループ
1	1-50	特	55	まち	遊休土地に関する事務	政令市	国土利用計画法の規定に基づき許可又は届出後、3年を経過した土地について、現況利用状況調査を実施し、その後の利用状況を把握することにより適正な土地利用の推進を図るための事務を行います。	都市計画グループ
1	1-51	特	35	生活	採石法に基づく岩石採取計画の認可等	政令市	採石業者が岩石採取を行う際の採取計画の認可や計画の変更命令、休止、廃止の届出等に関する事務を行います。 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-52	特	56	生活	砂利採取時における採取計画の認可	政令市	砂利採取時における採取計画の認可、計画の変更命令、認可の取消し及び採取の停止命令、廃止の届出等に関する事務を行います。 3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-54	特	57	まち	路外駐車場設置（変更）の届出の受理等	市 (H22.4移譲後)	都市計画区域内において、一時預かりの駐車に用する部分（駐車マス）が500㎡以上の路外駐車場で有料のものについては、予め必要な事項を届出（休止・廃止する場合も含む）しなければなりません。 事務内容は、これらの届出受理と路外駐車場管理者からの報告徴収及び立入検査、若しくは構造・設備、運営等における不適正がある場合は是正命令や供用停止命令を行う事務です。	土木グループ
1	1-55	特	63	まち	都市計画法に基づく測量等の際の試掘の許可	市 (H22.10移譲後)	都市計画の決定・変更のために測量又は調査を行うにあたり、やむを得ない事情により、土地の試掘等を行う場合において、土地の所有者等から同意を得ることができない際の、試掘の許可に関する事務を行います。	都市計画グループ
1	1-56	特	64	まち	都市計画施設等の区域内における建築の規制	市 (H22.10移譲後)	都市計画施設または市街地開発事業の区域内において、事業促進を図るため建築制限を強化し、土地の先買いの相手方等を指定、公告する事務を行います。	都市計画グループ
1	1-57	特	65	まち	都市計画事業の認可後の事業地内における建築の許可	市 (H22.10移譲後)	都市計画事業認可後の事業地内において都市計画事業の施行の障害のおそれがある建築物の建築等を行う者への許可に関する事務を行います。	都市計画グループ

区分	新 事務	特例市 並み	旧 番号	分野	事務名称等	法定権限 (R4.4時点)	事業内容	担当グループ名
1	1-58	特	68	まち	(都市計画法に基づく)開発行為の許可等	施行時特例市 / 一部一般市 (H24.1移譲後)	都市計画法にかかる開発許可事務、その後の変更にかかる許可(届出)、工事の完了検査、開発登録簿の調整及び都市計画施設の区域内における建築物の建築許可等に係る事務を行います。 市街化区域については、3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)で共同処理を実施しています。 また、市街化調整区域における、都市計画法第53条の基づく許可は都市計画グループにて、その他の事務については大阪府にて実施しています。	都市計画グループ 広域まちづくりグループ
1	1-60	特	70	まち	宅地造成工事規制区域指定等	施行時特例市	宅地造成に伴い災害が生ずる恐れが大きい市街地又は市街地になろうとする区域の指定及び指定に伴う調査等に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-61	特	71	まち	宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等	施行時特例市	宅地造成等規制法にかかる宅地造成工事の許可、及びその後の変更の許可(届出)、工事の完了検査等に関する事務を行います。 (市街化調整区域については大阪府にて実施しています。) 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-62	-	-	-	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可	市 (H24.1移譲後)	被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域内における建築行為等にかかる許可及び違反した者に対する措置にかかる事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-63	特	75	まち	優良住宅の認定等	府	土地の譲渡益に対する税制は、土地の投機的取引を抑制するために、租税特別措置法により、税率が上乗せされています。 ただし、一団の宅地の規模が、1,000㎡以上(優良宅地の認定は500㎡以上)の優良な宅地等の供給に資する土地の譲渡については、短期所有土地譲渡益重課税制度、特定長期譲渡所得課税制度及び一般土地譲渡益課税制度の適用除外を受けることができます。 本事務は、この優良な宅地等の基準に該当するか否かの認定を行う事務を行います。	都市計画グループ
1	1-64	特	99	まち	屋外広告物の許可事務等及び措置命令等の事務	中核市	屋外広告物の許可・継続申請等の受付並びに許可等(常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などの許可等)を行います。 違法屋外広告物に対する指導並びに措置命令等を行います。 屋外広告物 屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告幕などの広告物をいいます。 この中には、商業広告などの営利目的なものはもちろん、個人の名前や事務所、営業所名の表示、各種の行事、催物、集会等の案内など、公衆に宣伝広報するものも含まれます。 ただし、街頭で配布されるチラシ等定着性のないものや駅、野球場内等でその構内に入る特定の人を対象とするものは含みません。	都市計画グループ
1	1-65	特	74	まち	終身建物賃貸借事業の認可等	中核市	終身建物賃貸借事業は、住宅の賃貸事業者がバリアフリー化された住宅を生涯にわたって高齢者に賃貸しようとするときに、賃借人が生きている限り存続し死亡した時に終了する(相続性を排除する)、賃借人本人一代限りの賃貸借契約を結ぶことができる「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく制度です。 この事業の認可からその後の適正管理、事業の取消し、廃止までの一連の事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-66	-	-	-	住宅地区改良法の事業地区内における建築行為等の許可等	市 (H24.1移譲後)	住宅地区改良事業地区内における建築行為等の許可等を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ

区分	新 事務	特例市 並み	旧 番号	分野	事務名称等	法定権限 (R4.4時点)	事業内容	担当グループ名
1	1-67	特	76	まち	マンション建替事業に係る認可、指導監督等	市 (H24.1移譲後)	マンション建替事業に係る認可や組合、個人の指導監督等に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-68	特	95	まち	防災街区整備事業施行区域内での建築行為等の許可等	市 (H24.1移譲後)	防災街区整備事業施行区域内での建築行為等の許可及び取消し、土地の形質変更の承認等に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-69	特	96	まち	防災街区計画整備組合の設立の認可等	施行時特例市	防災街区計画整備組合の設立の認可等に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-70	特	97	まち	防災街区整備事業の準備等のための立入・試掘等の許可等	市 (H24.1移譲後)	防災街区整備事業の施行の準備又は施行のために必要な測量又は調査を行うため、他人の土地への立入等を許可することに関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-71	特	77	まち	個人施行者の施行する住宅街区整備事業に係る認可、指導監督等	施行時特例市	個人が行う住宅街区整備事業に係る認可(施行、換地計画認可)、指導監督等に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-72	特	78	まち	施設住宅等の区分所有者相互の事項に係る管理規約の認可	施行時特例市	施設住宅及びその敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項について定めた管理規約の認可に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-73	特	79	まち	住宅街区整備事業により取得した施設住宅の一部の譲渡の届出の受理	施行時特例市	住宅街区整備事業により取得した施設住宅の一部の譲渡の届出の受理、買取の協議者の決定に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-74	特	80	まち	住宅街区整備事業の施行の準備又は施行のために他人の土地で土地の試掘をする場合の許可	市 (H24.1移譲後)	住宅街区整備事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う許可に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-75	特	81	まち	住宅街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可	市 (H24.1移譲後)	住宅街区整備事業施行地区内における住宅街区整備事業の施行に障害となる土地の形質の変更、建築物の新築等を行う場合の許可等に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-76	特	82	まち	組合が行う住宅街区整備事業に係る認可、指導監督等	施行時特例市	住宅街区整備組合が行う住宅街区整備事業に係る認可(組合設立、換地計画)、指導監督等に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-77	特	83	まち	土地区画整理促進区域内及び住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可	市 (H24.1移譲後)	土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域内における土地区画整理事業の施行に障害となる土地の形質の変更、建築物の新築等を行う場合の許可等に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-78	特	84	まち	土地区画整理促進区域内等における土地の買い取り申出	施行時特例市	土地区画整理促進区域内及び住宅街区整備促進区域の土地の買取り申出の相手方を定めることに関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ

区分	新 事務	特例市 並み	旧 番号	分野	事務名称等	法定権限 (R4.4時点)	事業内容	担当グループ名
1	1-79	特	86	まち	市街地再開発促進区域内における建築の許可等	市 (H24.1移譲後)	市街地再開発促進区域内における建築の許可や違反行為に対する措置命令等の事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-80	特	87	まち	市街地再開発事業の準備のための立入・試掘等の許可等	市 (H24.1移譲後)	個人施行者等の市街地再開発事業の準備のための立入等の許可等に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-81	特	88	まち	再開発事業計画の認定等	施行時特例市	再開発事業計画の認定、認定の取消し、改善命令等に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-82	特	89	まち	区画整理会社の土地区画整理事業の認可、指導監督等	施行時特例市	土地区画整理会社が行う土地区画整理事業に係る認可（施行、換地計画）、指導監督に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-83	特	90	まち	個人の土地区画整理事業の認可、指導監督等	施行時特例市	個人が行う土地区画整理事業に係る認可（施行、換地計画）、指導監督等に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-84	特	91	まち	組合の土地区画整理事業の認可、指導監督等	施行時特例市	土地区画整理組合が行う土地区画整理事業に係る認可（組合設立、換地計画）、指導監督等に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-85	特	92	まち	土地区画整理事業に係る建築行為等の許可等	府 / 市 (H24.1移譲後)	土地区画整理事業施行区域内における土地の形質変更、建築物の新築等を行う場合の許可等に関する事務を行います。 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	1-87	-	-	-	拠点業務市街地整備促進区域内における建築行為等の許可	市 (H24.1移譲後)	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内における拠点業務整備事業の施行に障害となる土地の形質の変更、建築物の新築等を行う場合の許可等 3市2町1村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村) で共同処理を実施しています。	広域まちづくりグループ
1	-	特	13-1	福祉	身体障がい者相談員・知的障がい者相談員への相談等業務の委託	市町村 (H22.4移譲後)	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）の身近な問題について、市長から委嘱を受けた相談員に相談等の業務を委託する事務を行います。	福祉グループ
-	-	-	-	-	自立支援医療費(精神通院医療)支認定事務一部委託	市町村 (H29.7移譲後)	自立支援医療受給者証（精神通院医療）の申請に伴う所得確認事務を行います。	福祉グループ
2	2-13	-	-	農林	緑化計画書の勧告等	府	建築物敷地等の緑化促進制度に関する事務を行います。	公園緑地グループ